

平成19年(行ヒ)第120号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所金沢支部平成17年(行コ)第11号,同18年(行コ)第1号公金支出差止等請求控訴,同附帯控訴事件について,同裁判所が平成19年1月15日に言い渡した判決に対し,申立人らから上告受理の申立てがあったが,申立ての理由によれば,本件は,民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって,当裁判所は,裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人らの負担とする。

平成20年10月15日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 津 野 修

裁判官 今 井 功

裁判官 古 田 佑 紀

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 岩 井



当 事 者 目 録

石川県河北郡津幡町:

申 立 人

石川県河北郡津幡町

申 立 人

石川県河北郡津幡町

申 立 人

石川県河北郡津幡町

申 立 人

石川県河北郡津幡町:

申 立 人

上記5名訴訟代理人弁護士

出 口 勲

石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3

相 手 方 津幡町長 村 隆 一

東京都港区元赤坂1-3-1

同補助参加人 鹿島建設株式会社

同代表者代表取締役 中 村 満 義

金沢市長土堀3-13-8

同補助参加人 株式会社豊蔵組

同代表者代表取締役 豊 蔵 世 紀

金沢市泉本町2-141

同補助参加人 株式会社岡組

同代表者代表取締役 岡 昌 弘